

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年12月6日（平成28年（行情）諮問第707号及び同第708号）

答申日：平成29年4月21日（平成29年度（行情）答申第23号及び同第24号）

事件名：平成25年の特定法人が特定税務署に提出した特定保険に係る「印紙税書式表示承認申請書」（当該税務署長の承認印があるもの）の不開示決定（不存在）に関する件

特定日以降に特定法人が特定税務署に提出した特定保険に係る「初回の印紙税納税申告書」（書式表示）（当該税務署長の承認印があるもの）の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成25年の特定法人が特定税務署に提出した特定保険に係る「印紙税書式表示承認申請書」に当該税務署長の承認印がある文書」及び「平成25年10月17日以降、特定法人が特定税務署に提出した特定保険に係る「初回の印紙税納税申告書」（書式表示）に当該税務署長の承認印がある文書」（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成28年8月16日付け特定記号第203号及び同第204号より特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（平成28年（行情）諮問第707号）

平成28年1月22日の裁決（課消4-2）により、同月27日、特定税務署は、特定法人が提出した「印紙税納付計器設置廃止届出書」の開示決定を行った。開示された「印紙税納付計器設置廃止届出書」には「廃止年月日、平成25年10月17日」と記載があり、それ以降の当

該法人の特定保険に係る印紙税の納税は「印紙税書式表示承認申請書」を特定税務署に提出してなければ、当該法人は特定保険に係る印紙税を納税していないことになる。

ちなみに、収入印紙を貼り、消印が押してある保険証券は見たことがない。

この不開示決定通知書は、特定税務署の虚偽記載公文書となる。

(2) 審査請求書 2 (平成 28 年 (行情) 諮問第 708 号)

平成 28 年 1 月 22 日の裁決 (課消 4-2) により、同月 27 日、特定税務署は、特定法人が提出した「印紙税納付計器設置廃止届出書」の開示決定を行った。開示された「印紙税納付計器設置廃止届出書」には「廃止年月日、平成 25 年 10 月 17 日」と記載があり、それ以降の当該法人の特定保険に係る印紙税の納税は書式表示による申告がなければ、当該法人は特定保険に係る印紙税を納税していないことになる。

ちなみに、収入印紙を貼り、消印が押してある保険証券は見たことがない。

この不開示決定通知書は、特定税務署の虚偽記載公文書となる。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書 1 (平成 28 年 (行情) 諮問第 707 号)

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して本件対象文書 1 の開示を求めるものである。

処分庁は、平成 28 年 8 月 16 日付け特定記号第 203 号により、本件対象文書 1 は、申請された事実がなく、保有していないとして不開示とする決定 (原処分 1) を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分 1 の取消しを求めていることから、以下、原処分 1 の妥当性について検討する。

(2) 本件対象文書 1 の不存在について

ア 印紙税書式表示による申告及び納付の特例等の内容並びに本件対象文書 1 の保有の有無については、以下のとおりである。

イ 印紙税の納付方法は、課税文書に収入印紙を貼り付けて納付することを原則としているが (印紙税法 8 条 1 項)、納付方法の特例として、書式表示による申告及び納付 (同法 11 条 1 項)、印紙税納付計器の使用による納付 (同法 10 条 1 項及び 2 項) などが定められており、いずれの方法によるかは、一定の条件の下、印紙税の納税義務者 (課税文書の作成者) の選択に委ねられている。

そして、上記納付方法の特例の適用に当たって、書式表示による申告及び納付の方法を選択しようとする場合には、納税義務者が所轄税務署長に「印紙税書式表示承認申請書」を提出し、承認を受ける

ことが必要とされている（印紙税法施行令10条1項）。

ウ そこで、本件対象文書1について、特定税務署の関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件対象文書1の保有は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、改めて、特定税務署内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている行政文書を探索したが、本件対象文書1は、特定税務署において保有している事実は確認できなかった。

したがって、本件対象文書1の保有の事実はなく、これを覆すに足る事情も存在しないことから、特定税務署において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

### （3）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「特定税務署は、特定法人が提出した「印紙税納付計器設置廃止届出書」の開示決定を行った。開示された「印紙税納付計器廃止届出書」には「廃止年月日、平成25年10月17日」と記載があり、それ以降の当該法人の特定保険に係る印紙税の納税は「印紙税書式表示承認申請書」を特定税務署に提出してなければ、当該法人は特定保険に係る印紙税を納税していないことになる。」と主張する。

（ア）しかし、特定法人は設置場所の移転のため平成25年10月17日付けで印紙税納付計器（以下、第3においては「計器」という。）の設置場所を廃止することとなったため、「印紙税納付計器設置廃止届出書」を特定税務署に提出した。特定法人が移転後の事務所等の所在地において計器を設置しようとする場合には、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長に「印紙税納付計器設置承認申請書」を提出し、承認を得ることが必要とされている（印紙税法施行令8条1項）。その計器を設置しようとする場所は、法人の本店所在地に限定されるものではなく、支店や営業所等においても認められるものである。

また、設置しようとする場所の数についても一箇所に限定されるものではなく、複数の場所であっても認められるものである。

（イ）他方、「印紙税書式表示承認申請書」は、課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に提出するものであるが、課税文書を作成しようとする場所は、法人の本店所在地に限定されるものではなく、支店や営業所等においても認められるものである。

（ウ）したがって、特定税務署が、本件対象文書を保有していないことについて、何ら不合理な点はない。

イ 審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

#### (4) 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書1の保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った原処分1は妥当であると判断する。

#### 2 理由説明書2（平成28年（行情）諮問第708号）

##### (1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して本件対象文書2の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年8月16日付け特定記号第204号より、本件対象文書2は、提出された事実がなく、保有していないとして不開示とする決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分2の取消しを求めていることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

##### (2) 本件対象文書2の不存在について

ア 印紙税書式表示による申告及び納付の特例等の内容並びに本件対象文書2の保有の有無については、以下のとおりである。

なお、本件対象文書2に税務署長の承認印が押印されることは一般的にはない。

イ 印紙税の納付方法は、課税文書に収入印紙を貼り付けて納付することを原則としているが（印紙税法8条1項）、納付方法の特例として、書式表示による申告及び納付（同法11条1項）、印紙税納付計器の使用による納付（同法10条1項及び2項）などが定められており、いずれの納付方法によるかは、一定の条件の下、印紙税の納税義務者（課税文書の作成者）の選択に委ねられている。

そして、上記納付方法の特例の適用に当たって、書式表示による申告及び納付の方法を選択しようとする場合には、納税義務者が課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に「印紙税書式表示承認申請書」を提出し、承認を受けることが必要とされている（印紙税法施行令10条1項）。

また、上記承認を得た上で、承認を受けた課税文書に係る印紙税納税申告書（書式表示用）が所轄税務署長に提出される（印紙税法11条4項）。

ウ そこで、本件対象文書2について、特定税務署の関係部署において現に保有している行政文書を探索したが、本件対象文書2の保有は確認できなかった。

また、本件審査請求を受け、改めて、特定税務署内の書庫、事務室及び電子情報として保存されている行政文書を探索したが、本件対象文書2は、特定税務署において保有している事実は確認できなかった。

したがって、本件対象文書2の保有の事実はなく、これを覆すに足る事情も存在しないことから、特定税務署において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、上記1(3)アのとおり主張する。

(ア) 上記1(3)ア(ア)に同旨

(イ) 他方、「印紙税書式表示承認申請書」及びその承認を受けた課税文書に係る「印紙税納税申告書(書式表示用)」は、課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長に提出するものであるが、課税文書を作成しようとする場所は、法人の本店所在地に限定されるものではなく、支店や営業所等においても認められるものである。

(ウ) したがって、特定税務署に本件対象文書2が提出されておらず、特定税務署が本件対象文書2を保有していないことについて、何ら不合理な点はない。

イ 審査請求人のその他の主張は、上記判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、処分庁において本件対象文書2の保有の事実は認められず、行政文書不存在として行った原処分2は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月6日 諮問の受理(諮問第707号及び同第708号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受(同上)
- ③ 平成29年3月30日 審議(同上)
- ④ 同年4月19日 諮問第707号及び同第708号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書1及び本件対象文書2(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする各決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書1の保有の有無について

当審査会において印紙税法を確認したところ、印紙税の納税義務者や納

付方法，納付方法の特例の適用については，上記第3の1（2）イ並びに（3）ア（ア）及び（イ）の諮問庁の説明のとおりであると認められる。したがって，特定法人が同法10条に規定する「印紙税納付計器の使用による納付の特例」により設置した印紙税納付計器につき，その設置を廃止したからといって，特定法人は，「書式表示による申告及び納付の特例」の承認を受けなければ特定保険証券の印紙税を納付することができなくなるとはいえず，審査請求人の上記第2の2の主張は採用できない。

また，諮問庁が説明する上記第3の1（2）ウの本件対象文書1の探索も不十分とはいえない。

そのほか，本件対象文書1の存在をうかがわせる事情も存しないことから，特定税務署において本件対象文書1を保有しているとは認められない。

### 3 本件対象文書2の保有の有無について

本件対象文書2は，平成25年10月17日以降に特定法人が特定税務署に提出した特定保険証券に係る初回の「印紙税納税申告書（書式表示用）」であると認められる。

「印紙税納税申告書（書式表示用）」は，書式表示による印紙税の納付の承認を受けた納税義務者が提出するものであり（印紙税法11条1項及び4項），当該承認が前提となるところ，特定法人は，上記2のとおり，当該承認を受けていたとは認められない。そうすると，特定税務署において本件対象文書2を保有していないとする諮問庁の上記第3の2（2）ウの説明は不自然，不合理とはいえない。

また，諮問庁が説明する上記第3の2（2）ウの本件対象文書2の探索も不十分とはいえない。

そのほか，本件対象文書2の存在をうかがわせる事情も存しないことから，特定税務署において本件対象文書2を保有しているとは認められない。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，特定税務署において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子